

# 諸外国における免許期間満了時 の対応事例のご紹介

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社  
2026年4月24日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future  
with confidence

# 目次

免許期間満了時における主な選択肢	3
諸外国の事例	
各国のサマリー	4
免許期間満了時に関する対応事例	5
米国	8
英国	11
仏国	14
独国	17
韓国	20
豪州	23

\*1) 本資料は、2026年3月時点で確認可能な公開情報・公表資料に基づき、各国制度を比較の便宜上整理したものである。各国の制度名称・法的性質・個別事案の位置づけは必ずしも同一ではなく、例外的取扱いやその後の制度変更があり得る。詳細は各国当局の公表資料及び原典を参照されたい

# 免許期間満了時の選択肢は大別して、延長・更新と再配分に分かれる。各選択肢の位置づけは、各国で異なり、これら選択肢が政策背景等により決定される

🏛️ : 監督官庁 🏢 : 通信事業者

## 免許\*1期間満了時における主な選択肢



\*1) 各国で用語・法的性質は異なるため、本資料では便宜上「免許」と総称する  
 \*2) 延長・更新のほか、オークション等の競争的手段を採らない既存免許人への再割当もある  
 \*3) 各国で用語・法的性質は異なるため、本資料では便宜上「免許人」と総称する

## 免許期間満了時の選択肢は大別して、延長・更新と再割当・周波数再編に分かれる。各選択肢の位置づけは、各国で異なり、これら選択肢が政策背景等により決定される

国	免許期間・免許満了時の対応等 <sup>*1</sup>
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は<b>原則10年</b>。免許には、条件（開設期限、カバレッジ、サービス提供開始期限等）が付される場合がある</li> <li>免許要件を満たしている場合には、<b>更新申請を前提に、制度上は更新（renewal）される場合が多い</b></li> <li>免許要件を満たしていない等の理由により免許が失効したものについては、オークション等による再割当てが行われる</li> <li>2013年AWS-4の周波数再編では、一部移動衛星サービス向け周波数が地上系にも展開できるように用途追加</li> </ul>
英	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許は<b>原則として期限なし（返上又は取消まで）</b>。免許には、条件（出力等の技術条件等）が付される場合がある。</li> <li><b>免許期限がないため、一般的な更新手続は前面に出ないが、Ofcomは必要に応じて免許の取消・再編等を行い得る</b></li> <li>初回の免許付与から一定期間（既存事例では<b>20年</b>）が経過した場合には、<b>ALF（Annual Licence Fees：年次免許料）が発生する</b></li> <li>2000年3G 2100MHzの割当では、英国では珍しく免許期間（20年）として付与されていたが、既存免許人への条件変更として、2011年に無期限化、2013年に4G化された</li> </ul>
仏	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は<b>最長20年</b></li> <li>免許期間の満了に当たり、ARCEPが<b>再割当条件案（modalités et conditions d’attribution）を策定し、政府が、更新（renewal）又は再割当（re-award）のいずれかを選択</b></li> <li>2018年の免許期間満了時には、「New Deal Mobile」政策として、①再割当・延長・更新の選択に向け政策・市場分析の開始（2018年1月）、②ARCEPによる公開協議（2018年4月）、③申請受付（2018年8月）、④政府が新規免許の付与決定（2018年10月）、⑤利用開始（2021年）というプロセスで進行。政府、ARCEP、携帯電話事業者の間で<b>地域カバレッジ強化を重視するNew Deal Mobileの枠組みが形成され、当該方針を踏まえ次期免許期間の免許条件が策定された。</b></li> </ul>
独	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は<b>15年以上</b></li> <li><b>有期の免許は一定の場合に延長される</b>。延長の条件は、割当時に免許に記載される</li> <li>ただし、<b>延長は、規制目的・周波数政策目的・競争促進・市場状況・他社需要なども考慮され判断される</b></li> <li>2016年に免許期間満了を迎えた2G 900MHz・1800MHzでは、BNetzA主導のもと周波数の需要把握や関係者との公開協議等を経たのち、<b>オークションにより再割当が行われた（Mobile Broadband - Project 2016）</b></li> </ul>
韓	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は、<b>10年（審査）又は20年（オークション）</b></li> <li>近時の移動通信周波数の事例では、<b>既存免許人への更新<sup>*2</sup>を中心に処理</b>されている。免許人は、満了前に更新申請を行う</li> <li>MSITが政策方向性を提示のもと、利害関係者の意見を聴取しながら進め、周波数分配が変更された場合、または利用実績が低い場合、もしくは帯域再編で効率向上が必要な場合に<b>周波数再編が実施され得る</b></li> <li>過去の満了タイミングでは、関連する多くの周波数免許をまとめて既存免許人へ更新を実施（2011、2016、2021、2026年）。2026年では、<b>5G屋内無線局の新設数に応じた再割当対価の引き下げなどが決定された</b></li> </ul>
豪	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は<b>最長20年</b></li> <li>ACMAは、<b>更新（renew）、非更新（Renewal Refusal） &amp;（reallocation）のいずれも取り得る</b></li> <li>2028年～2032年に期間満了を迎える複数の周波数免許に対して、対応方針を決定する「<b>ESLプロセス</b>」が<b>現在進行中</b></li> </ul>

\*1) 制度の詳細・例外は、後続ページ参照 \*2) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

## 諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

諸外国における免許期間満了時に関する対応事例\*1 (1/3)

国	No.	事例名	免許付与時期*2	初回満了時期	対応	対応の概要
米国*3	1	Broadband PCS 1800MHz	1994～1999年	2004～2009年	更新	Part24に基づき10年更新。米国2G/3G/4G全国展開周波数の中核の一つ
	2	AWS-4 2000/2100MHz	2012～2013年	2022～2023年	更新	Part27の10年免許であり、満了時は更新申請が基本。また更新後も通常は10年単位で運用。現行ULSの例でみると、AWS-4が2033年6月14日まで有効となっている
	3	SMR 800/900MHz	1995～2004年	(初回から10年)	更新	10年免許であり、満了前に更新申請を実施
	4	Lower/Upper commercial blocks 700MHz	2002～2008年	2019年	更新	Part27の10年免許であり、満了時は更新申請が基本。また更新後も通常は10年単位で運用。
	5	AWS-1 1700/2100MHz	2006～2008年	2021年頃	更新	Part27の10年免許であり、初回満了後は10年更新。3G/4Gの中帯域中核
	6	AWS H Block 1900MHz	2014年	2024年頃	更新	Part27の10年免許であり、初回満了後は10年更新
英国*4	7	2G 900MHz	1993～1994年	—	—	既存免許を継続しつつ、GSM + UMTS利用
	8	2G 1800MHz	1991～1995年	—	—	既存免許を継続しつつ、GSM + UMTS利用
	9	3G 900/1800MHz	2011年	—	—	旧2G免許の用途自由化 (liberalisation) であり、満了時対応の基本は2Gと同様
	10	3G 2100MHz	2000年	2021年	更新	2000年オークションでは、免許期間20年であったが、2011年の変更により無期限化。2022年からALF (年次免許料) 対象へ移行
	11	4G 900/1800/2100MHz*4	2013年	—	—	4Gのうち900/1800MHzは、旧2G免許の用途自由化、2100MHzは、旧3G免許の無期限化により継続であり、順次ALFの対象となる
	12	4G 800MHz/2.6GHz*4	2013年	—	—	満了対応なし。2033年から年次免許料

\*1) 対応事例は、2000年以降に初回満了時期を迎えた免許を対象としている。また公開情報や閲覧タイミングから、2026年3月時点で調査で確認できたものを記載

\*2) 免許付与時期は、調査で確認できた免許群の付与時期を期間として記載

\*3) 米国は、多くの帯域が特定技術に依存しない柔軟利用型の免許であり、同じ免許上で通信世代等が転用されることから、免許の種類 (license Family) で区分

\*4) 英国の多くの免許は、個別免許条件上、具体的な満了期限がないため、期間満了時の対応そのものではない。そのためあくまで、比較上重要な関連事例として記載

## 諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

### 諸外国における免許期間満了時に関する対応事例（2/3）

国	No.	事例名	免許付与時期	満了時期	対応	対応の概要
仏国	13	2G 900MHz	1991年	2006年	更新	2006年に更新。ARCEPが更新条件を定め、新たな900/1800MHz免許へ移行。白地帯対応・カバレッジ/品質義務強化などの条件が付与
	14	2G 900/1800MHz	2006～2009年	2021～2024年	再割当*1	2018年「New Deal Mobile」を踏まえた再割当にて、2031年まで免許期限となる新免許を再割当
	15	3G 2100MHz	2001～2002年	2021～2022年	再割当*1	2018年「New Deal Mobile」を踏まえた再割当にて、2031～2032年までの新免許へ再割当
独国	16	2G 900MHz	1990年	2016年	再割当 (オークション)	2015年の700/900/1800/1500MHz再割当にて後継権利へ移行。2015年オークションはTelefónica・Telekom・Vodafoneが落札
	17	2G 1800MHz	1993～1997年	2016年	再割当 (オークション)	2015年の700/900/1800/1500MHz再割当にて後継権利へ移行。2015年オークションはTelefónica・Telekom・Vodafoneが落札
	18	3G 2000MHz	2000年	2020年	再割当 (オークション)	後継利用のために2019年の2GHz/3.6GHzを対象としたオークション手続で再割当
	19	3G 2000MHz (MobilCom Multimedia) *2	2000年	2020年	返上	免許条件で定められていた「2003年までに人口25%カバー」の達成が困難な見込み等を背景として、2003年に返上
	20	3G 2000MHz (Quam) *2	2000年	2020年	取消し	展開義務を果たせず、2004年に免許・周波数割当が撤回 (revocation) された
	21	2G/4G 800/1800MHz/2600MHz	2010年	2025年	延長	2025年末に満了予定であったなかで、BNetzAは2025年に5年間の暫定延長（～2030年）を決定

\*1) ARCEPの文書では「再割当て (call for candidates) 」とされており公募も行われている。ただし、政府、ARCEP、携帯電話事業者による「New Deal mobile」の枠組みとして行われており、結果として既存免許の条件変更として再割当が行われた

\*2) これらは、厳密には満了後対応ではなく、満了前の退出事例である

## 諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

諸外国における免許期間満了時に関する対応事例（3/3）

国	No.	事例名	免許付与時期	満了時期	対応	対応の概要
韓国	22	2G/3G 800/1800MHz	1997年	2011年	再割当 (オークション)	2011年満了時に、原則として3G以上用途へ再割当
	23	3G 2.1GHz	2001年	2016年	再割当 (オークション) 更新*1	2016年に100MHz幅のうち20MHz幅を再割当 (オークション)、残りの80MHz幅を更新
	24	4G 800/900/2100MHz	2010年	2021年	更新*1	2021年更新により基本は継続。LTE権利群は、 2026年満了予定の権利として継続
	25	4G 1.8/2.6GHz	2013年	2021年	更新*1	2026年満了予定の権利群として継続
	26	3G/4G 2.1GHz	2016年	2021年	更新*1	2026年満了予定の権利群として継続
	27	5G 28GHz*2	2018年	2023年	取消し	展開義務未達のため取消し
豪州	28	2G 800/1800MHz	1998～1999年	2013年	更新	多くの周波数は、更新が行われ2028年満了（ESLs プロセスと接続）
	29	2G 1.8GHz	2000年	2015年	更新	2015年に満了。一部の1800MHz帯は更新が行われ 2028年満了（ESLsプロセスと接続）
	30	3G 2GHz	2001年	2017年	更新	多くの周波数は、更新が行われ2032年満了 (ESLsプロセスと接続)

\*1) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

\*2) これらは、厳密には満了後対応ではなく、義務未達による取消しである

# 米国の免許は、一定期間・条件のもとで周波数を使用できる許可であり、10年を基本とする免許期間が設定されている

## 米国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話向けの免許は、法的位置づけとして電波の所有権そのものではなく、一定期間・一定条件のもとで周波数を使用する「<b>利用許可</b>」を限定期間で付与される位置づけ</li> <li>免許は、<b>原則として譲渡・支配移転が可能</b>であるが、FCCの承認が必要であり、免許やその権利の譲渡、または免許保有法人の支配移転は、原則として申請及びFCC承認が求められる</li> </ul>	通信法47 U.S.C. §301 通信法47 U.S.C. §310(d)、通信法47 CFR §1.948
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は帯域により異なることを前提に、<b>10年</b>が基本であり、一部初期免許等に例外がある                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Part24*1 : <b>10年</b></li> <li>✓ Part27*1 : 主に<b>10年</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※AWS-1は、原則10年、2009年12月31日以前のもものは15年</li> <li>※AWS-3は、初回12年、更新後10年などもある</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	通信法47 U.S.C. §301 通信法47 U.S.C. §310(d)、通信法47 CFR §1.948
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>構築期限（Construction period）、カバレッジ要件（coverage）、サービス提供開始期限（substantial service period）</b>などを要件として設定し、期限内に要件を満たさない場合は免許は自動的に失効する</li> <li>ただし、FCC Form601を提出することで構築期限またはカバレッジ期限の延長を申請することが可能</li> </ul>	通信法47 CFR §1.946

\*1) 通信法47 CFR Parts1, 27は、AWS-1/H Block/AWS-3/AWS-4の免許を規定、通信法47 CFR Part24は、Broadband PCSを規定

# 基本的に更新で対応され、免許期間満了前に所定の申請を行う必要がある。周波数再編等は、政策変更に伴う告示等をトリガーに進められる場合が多い

## 米国における免許満了時の対応に関する制度 (2/2)

更新審査制度はあるが、延長・更新に係る特別費用に該当するものは見当たらない

		基本的な内容	主要な根拠法令など
② 免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	<p><b>延長・更新</b> 基本的に更新*1 (renewal) される場合が多い</p> <hr/> <p><b>競争的再割当</b> 更新申請が行われなかった帯域や更新申請が却下された帯域等については、オークション等で割当てを行う</p> <hr/> <p><b>周波数再編</b> (主に政策変更時に実施される) *2</p>	—
	②-2 更新時の基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新申請は、<b>免許期間満了日の90日前から満了日</b>までの間にFCC Form601または605をFCCへ提出する</li> <li>更新申請の許可基準である更新基準 (renewal standard) を満たしていないと判断された場合は、更新申請は却下される</li> <li><b>更新時にも追加義務が付される場合がある</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ AWS-3、AWS-4、H Blockも初期の基準達成に加え、継続してサービス要件を満たしていることが求められている</li> </ul> </li> </ul>	通信法47 CFR §1.949
	②-3 再配分の基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新申請が却下された周波数や周波数再編に伴い新たに割り当てられることとなった周波数等については、原則として、47 U.S.C. §309(j)等に基づき、<b>競争入札 (auction) が行われ</b>、新たな初期免許として再付与される</li> </ul>	通信法47 U.S.C. §309(j)

\*1) 自動更新を意味するものではなく、一定の条件を満たし、更新申請をすれば更新される場合が多いことを示す

\*2) 携帯電話以外が使用していた周波数帯を携帯電話に割り当てるための周波数再編等が行われた事例はあるが、携帯電話に使用されている周波数同士での事例は、今回確認した公開資料の範囲では確認できなかった

## 米国の周波数再編は、FCCによるNPRMやNOIなどの公示・意見募集を経て、R&Oの公示に基づき推進される。必要に応じて既存免許条件の修正も行われる

### 2013年 AWS-4の周波数再編

本周波数再編は、移動衛星サービス（MSS）として保有されていた2GHz帯について、①地上系の利用用途を追加、②AWS-4ルールを策定、③既存のMSS免許を修正

#### 具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2010年7月	政策方向性の検討開始 (FCC)	FCCがMSSに係る <b>NPRM/NOI*1</b> を <b>示し</b> 、2GHz帯を含むMSS利用帯での地上系活用の検討を開始
2011年4月	政策の方向性提示 (FCC)	FCCが2GHzに固定系/移動系の共用配分を追加し、地上系ブロードバンド利用の前提を整備
2012年3月	政策に関する公示 (FCC)	AWS-4の <b>NPRM/NOI (FCC 12-32)</b> が採択され、周波数帯の構成、免許区域、技術規則、隣接帯域干渉などに対して具体的な <b>意見募集を開始</b>
2012年12月	報告及び命令 (FCC)	AWS-4 R&O*2 (FCC 12-151) が採択
2013年2月	既存免許の修正 (FCC)	AWS-4 Order of Modificationにより、衛星通信事業者のGamma AcquisitionとNew DBSD Satellite Servicesの <b>MSS既存免許を修正</b>

### 2021年 800MHzの周波数再編

本周波数再編は、800MHz帯で公共安全無線システムが受けていた有害干渉を解消するために実施され、Sprintなどの商用セルラーシステムを帯域上側、その他を帯域下側へ再配置した

#### 具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2004年8月	報告及び命令 (FCC)	R&O (FCC 04-168) により、 <b>800 MHzの公共安全無線システムが、Sprintなどの商用セルラーシステムに有害干渉を受けていたことが認定</b> され、これを解消するために800MHzの周波数再編が採択
2005～2019年	周波数再編 (免許人)	免許人は、以下の流れで調整を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ RFPF*3提出</li> <li>✓ PFA交渉</li> <li>✓ FRA交渉</li> </ul> 免許人は、新チャンネルへの再調整、無線機交換、インフラ設備の再試験、切り替え、移行完了チェックを行い、順次移行を進める。結果として <b>2,100超の免許人が新しいチャンネルへの移行</b> した。 ※2019～2020年は、クローズ手続き
2021年4月	終了 (FCC)	FCC21-41により、800MHzの周波数再編プログラムを正式に終了

\*1) NPRM (Notice of Proposed Rule Making ; 規則制定提案告示)、NOI (Notice of Inquiry ; 情報請求告示)

\*2) R&O (Report and Order ; 報告及び命令)

\*3) RFRP (Request for Planning Funding)、RFA (Planning Funding Agreement)、FRA (Frequency Reconfiguration Agreement)

## 英国の免許は、許可された方法のもと無線設備を設置・使用できる権限。英国における全国携帯電話向けの主要免許は、取消しや自主返納まで継続され、実質無期限

### 英国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ofcomが付与する免許（wireless telegraphy licence）として、<b>許可された方法のもと無線設備を設置・使用することができる権限</b>として位置づけ</li> </ul>	Wireless Telegraphy Act 2006
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律で免許は、「免許に定める期間」存続すると定められており、一律の免許期間は定められていない。個々の免許で期間が設定される</li> <li>全国携帯電話向けの免許では、免許で定める期間について、Ofcomが取消す、あるいは免許人が返上するまで継続となっており、<b>具体的な期限は定められていない</b>*1</li> <li>但し、初回の免許付与から一定期間が経過した後は、ALF*2が生じる仕組み。例えば、2013年頃の800MHz/2.6GHz免許では2033年から、2021年の700MHz/3.6-3.8GHz免許では2041年から、ALFが生じる</li> </ul>	Wireless Telegraphy Act 2006 Schedule 1 paragraph 5
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>800MHz/2.6GHz免許や700MHz/3.6-3.8GHz免許を例として、以下が主な義務として設定されている                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 周波数・出力・帯域外放射などの技術条件遵守</li> <li>✓ Ofcomが通知する国内・国際調整手続への従属</li> <li>✓ Ofcomの立入検査受忍</li> <li>✓ 干渉や緊急時の改修・出力制限・停止命令への対応 など</li> </ul> </li> <li><b>Ofcomは書面通知等により免許の義務等を変更することができる</b></li> </ul>	（個別ライセンス） Wireless Telegraphy Act 2006 第12条・第13条 Schedule 1 paragraph 6

\*1) 800MHz/2.6GHz免許、700MHz免許、3.6-3.8GHz免許など

\*2) Annual Licence Fees：年次免許料

# 免許が無期限継続型であることから、延長・更新などは前面に出ない構図。また再割当等も一度Ofcomに返却されたのち、新規割当てプロセスと同様に付与される

## 英国における免許満了時の対応に関する制度 (2/2)

更新時の一時金ではなく、満了後の継続利用に対しALFを課す例) 900 MHzは、1.032Mポンド/MHz/年

		基本的な内容	主要な根拠法令など
②免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国携帯電話向けの主要免許の多くは、個別免許条件上、<b>具体的な免許期間が定められていない(無期限継続型)</b>ことから、更新/延長は基本的に行われない</li> <li>そのため、再割当は、<b>免許の返上・取消・再編等により、Ofcomに周波数が返却される</b>ことを前提とする</li> <li>競争的需要がある場合は、通常オークション等で割当てられる</li> </ul>	-
	②-2 更新時の基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全国携帯電話免許が通常は失効しない</b>ため、既存免許の期限切れに伴い延長・更新することは基本的には行われない</li> <li>免許期間が定められている場合においては、免許期間等を変更するには、客観的正当化を要し、原則として理由を公示したうえで、免許人に最低30日の意見提出期間を与える必要がある。また免許期間終了後1か月以内に対応を決定し、その決定理由を通知する必要がある</li> </ul>	Wireless Telegraphy Act 2006 Schedule 1 paragraphs 6, 6A, 7
	②-3 再配分の基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国携帯電話免許が通常は失効しないため、免許期間満了に伴う再割当てというものは基本的に生じない</li> <li>他方、<b>免許期間にかかわらず、免許の返上・取消・再編等により、Ofcomに周波数が返却されることを前提に再割当が行われる</b>ことはある</li> <li>再割当ての際、競争的需要がある場合は、通常オークション等で割当てられる</li> </ul>	Wireless Telegraphy (Licence Award) Regulations 2020

## 900/1800/2100MHzは、3,4,5G化に伴い順次免許要項等が変更されている。トリガーは、Ofcomによる政策方向性の提示から通信事業者の変更要請など、場合による

### 2007～2022年 900/1800/2100MHz周波数再編

フェーズ	年月	アクション名 (主な主体)	概要
①	1	2007年11月 政策方向性の提示 (Ofcom)	Ofcomは、通信事業者4社（Vodafone、O2、T-Mobile、Orange）に割当てられている900/1800MHzを将来的に3Gなどに活用することを示す
	2	2010年12月 政府による (政府→Ofcom)	政府が「The Wireless Telegraphy Act 2006 (Directions to OFCOM) Order 2010」を示し、900/1800MHzのGSM/UMTS両方での利用を求める
	3	2011年1月 3G化 (Ofcom)	Ofcomが900/1800MHzの免許を変更し、UMTS（3G）利用可とする
②	1	2013年2月 4G化 (Ofcom)	Ofcomが公開協議を経て、900/1800/2100MHzをLTE/WiMAX（4G）にも利用可能とすることを提示。また、900MHzでは3G/4G向け出力条件も見直し
	2	2014年8月 追加的な技術的条件の緩和 (Ofcom)	1800MHz免許の最大基地局出力を3dB引き上げるなど、より効率的な3G/4Gの展開を後押しする変更を実施
③	1	2021年4月 免許変更の要請 (通信事業者)	VodafoneとTelefónicaが5Gへの転用等のため免許条件の変更を要請 <sup>*1</sup>
	2	2022年5月 5G化 (Ofcom)	Ofcomは、Vodafone及びTelefónicaからの要請を踏まえ、公開協議を経て、900/1800/2100MHz（及び2.6GHz）帯のライセンス技術条件を見直し、最新技術の導入に対応するとともに、ライセンス上の技術制限を除去して技術中立化した

\*1) Vodafoneは、既存周波数を規制上の制約を限定的にしなが5Gへ転用することを要請。Telefónicaは、2.6GHzの制限を撤廃することを要請

# 仏国の免許は、国家の財産を一定条件のもと利用する権利であり、免許期間は投資回収期間や政策目的等を踏まえつつ、上限20年で設定される

## 仏国における免許期間満了時の対応に関する制度 (1/2)

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国携帯電話に関する免許は、ARCEPが付与する周波数利用許可であり、<b>国家の財産に対する一定の条件のもとでの利用権</b>の位置づけ</li> <li>ARCEPが周波数利用許可を<b>客観的・透明・非差別的条件で付与</b>すること、また許可の内容として、技術条件・サービス条件・カバレッジ・期間・料金・干渉防止・国際義務・実使用基準・応募時のコミットメント等が規定される</li> </ul>	CPCE L.42-1条
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数利用許可の初期期間は、投資回収や政策目的に適合するよう定められることが求められ、<b>最長20年</b>。以下、具体的例                     <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 900/1800MHzは、Orange、SFRなどに<b>15年</b></li> <li>✓ 2100MHzは、Orange、SFR、Bouygues Telecomに<b>20年</b></li> <li>✓ 2018年の再割当は、政府・ARCEP・事業者の合意に基づく「New Deal mobile<sup>*1</sup>」のもと、カバレッジ義務などが付与されたうえで<b>10年</b></li> </ul> </li> </ul>	CPCE L.42-1条
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許条件として、技術仕様、ネットワーク・サービスの性質、継続性・品質・可用性、展開スケジュール、カバレッジ、干渉防止、公衆の電磁界曝露制限、国際協定由来義務、実使用基準、応募時コミットメント、インフラ／ネットワーク共有義務等を定めることが可能</li> <li><b>政府・ARCEP・事業者の合意に基づく「New Deal mobile」後の免許は、カバレッジ義務<sup>*2</sup>などが含まれている</b></li> </ul>	CPCE L.42-1条

\*1) 2018年1月にフランス政府、ARCEP、携帯電話事業者の間において、全国の携帯電話カバレッジ改善に向けてなされた合意

\*2) 具体例として、既存2G/3Gサイトの4G化、主要道路のカバレッジ、通勤鉄道カバレッジ、各事業者5,000地点の新規カバー、品質改善、屋内カバレッジ改善等がある

# 仏国は、延長及び更新の枠組みを有する。基本的には、ARCEPによる草案作成、公開協議を経て、免許期間満了時の選択肢が取られる

## 仏国における免許期間満了時の対応に関する制度 (2/2)

基本は、年額利用料型であり、再割当対価等の具体的金額は不明

		基本的な内容	主要な根拠法令など
② 免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	<p><b>延長・更新</b> 延長 (extension/prolongation) *1または更新 (renewal) *2が行われる。また、更新の際に付す条件が既存免許内容と異なる場合は、公開協議を伴いながら行われる</p> <p><b>再割当</b> ARCEPが草案作成・公開協議を行いながら、公募等によって割当てられる</p> <p><b>周波数再編</b> 主に政策変更時の実施として、草案作成・公開協議等を通して進められる</p>	—
	②-2 更新時の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新の際に付す条件が既存免許内容と異なる場合は、ARCEPは公開協議 (consultation publique) を行う。またこれら公開協議の際、<b>免許人以外の事業者における周波数需要の有無</b>なども考慮される</li> <li>ARCEPが更新決定を行う際に考慮すべき要素として以下が明記 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策目的</li> <li>✓ 技術・市場の変化に照らした周波数利用効率 など</li> </ul> </li> </ul>	CPCE L.42-1条 CPCE L.42-2条
	②-3 再配分等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>草案作成・公開協議等を通して進められる</li> <li>2018年「New Deal Mobile」では、以下の手続きが取られた <ol style="list-style-type: none"> <li>① ARCEPが草案を作成、公開協議を実施</li> <li>② 政府が、ARCEPの提案に基づいて公募を開始</li> <li>③ 候補者が応募書類を提出。ARCEPが応募を審査・選定</li> <li>④ 選定後、新たな免許が付与され、必要に応じて既存免許にも中間的義務が追記</li> </ol> </li> </ul>	CPCE L.42-2条

\*1) 免許の既存利用権を継続させる制度

\*2) 満了時に再審査を行い免許の継続を決定する制度

# 2018年900MHz帯等の再割当は、2018年1月の「New Deal Mobile」に基づき、2021～2024年に順次満了予定であった既存免許に対し、公募のうえ追加義務を付与して再割当\*1

<p><b>New Deal Mobile</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方を含む全国のモバイルカバレッジ底上げのため、2018年1月に政府・ARCEP・携帯電話事業者の合意として打ち出された枠組み。具体例として、<u>既存2G/3Gサイトの4G化、主要道路のカバレッジ、通勤鉄道カバレッジ、各事業者5,000地点の新規カバー、品質改善、屋内カバレッジ改善等</u>がある</li> <li>2018年に既存免許へ義務を書き込みつつ、900/1800/2100MHzの再割当を通じて、2031年前後まで続く長期的な制度となっている</li> </ul>
-------------------------------	---

## 仏国における免許期間満了時のアクションと2018年の対応プロセス

アクション名	アクション概要	2018年の対応プロセス	
		日付	実際のアクション
① ARCEPによる将来方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>再割当・延長・更新の選択に向け政策・市場分析を開始</li> <li>競争、周波数需要、技術進化などを調査して考慮</li> </ul>	2018年1月	New Deal Mobile。2021～2024年に満了する周波数の対応に向けた方針が確認
② ARCEPによる公開協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>ARCEPが再割当・更新・延長に関する「公開協議案」を提示</li> <li>ARCEPが協議結果を整理し、政府に提案する方針を形成</li> </ul>	2018年4月	900/1800/2100MHz公開協議案を公表
③ 政府による再割当/延長・更新を判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>ARCEPの提案に基づき、政府が再割当/延長・更新のどちらを採用するか判断</li> </ul>	2018年8月	ARCEPの提案を受け、政府が新規入札公募を開始
④ 再割当結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が新規免許の付与決定を行い、ARCEPが発行・通知</li> </ul>	2018年10月	再割当の結果公表
⑤ 再割当の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>再割当を受けた事業者の帯域運用開始</li> </ul>	2021年～	2021以降の利用開始に向け、帯域割当結果に即した運用移行計画を各社が整備

\*1) ARCEPの文書では「再割当て (call for candidates) 」とされており公募も行われている。ただし、政府、ARCEP、携帯電話事業者による「New Deal mobile」の枠組みとして行われており、結果として既存免許の条件変更として再割当が行われた

## 独国の免許は、周波数計画に従った目的のみに利用する権利として位置づけられ、割当条件に更新基準等も記載される。一般的な免許期間は、15年を下限とする

### 独国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公衆通信ネットワーク／サービスを行うための一般認可（届出ベース）と② 携帯電話用の無線周波数を使うための個別の周波数割当の2つがある</li> <li>※ 以下、主には周波数割当を対象とする</li> <li>原則として、あらゆる周波数利用には事前の割当が必要であり、<b>割当は周波数計画に従った、目的のみに利用する権利</b>として付与される</li> <li>割当の中身として、少なくとも以下が記載される               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 周波数利用の種類・範囲</li> <li>✓ <b>延長（更新）の一般基準</b> など</li> </ul> </li> </ul>	TKG*1 §91
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数は、原則として有期であり、期間は当該利用に照らして適切かつ必要投資の回収を適切に行えるよう考慮される</li> <li>無線ブロードバンド向けの周波数割当については、一般に15年以上の利用期間が設定される。以下、一部具体例               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2015年オークション：主に19年</li> <li>✓ 2019年オークション：15～22年</li> </ul> </li> </ul>	TKG §92(1) TKG §92(3)
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ他周波数を妨害しないことが前提</li> <li>BNetzAは、割当条件としてカバレッジ義務等を課すことが可能</li> <li><b>BNetzAは、競争促進のため、既存の周波数利用権（周波数割当）の割当て条件の変更を行うことが可能</b></li> </ul>	TKG §105

\*1) TKG：ドイツ通信法

# 独国は、割当時に定められた基準に基づき延長がなされる。再割当等の判断は、対象周波数の希少性や競合状況等を加味して、BNetzAにより判断される

## 独国における免許満了時の対応に関する制度 (2/2)

2025年延長では、延長の対価（追加の更新料・延長料）は明示されていない

		基本的な内容	主要な根拠法令など
② 免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	<p><b>延長</b> 初回の免許時に延長（extension）の一般基準*1（general criteria）が記載される</p> <p><b>競争的再割当</b> 対象周波数が不足している、または複数申請が競合している場合などは、BNetzAによる競争的付与手続が可能</p> <p><b>周波数再編</b> 主に政策変更時に実施される。技術転換、帯域の組替え、ローミング・共同利用条件の付加などがある</p>	—
	②-2 更新時の基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>有期の免許は一定の場合に延長される。延長の条件は、割当時に免許に記載される</li> <li>但し、延長判断は、<b>規制目的・周波数政策目的・競争促進・市場状況・他社需要なども考慮</b>され判断される</li> </ul>	TKG §92 TKG §99
	②-3 再配分等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数が希少で、<b>より広い周波数再編や競争政策上の観点</b>から延長が適切でない場合、BNetzAは延長を行わず、後日の競争手続に回すことが可能</li> </ul>	TKG §91, §99 , §100, §105

\*1) 将来延長する場合に満たすべき一般的・事前的な判断基準

## BNetzAは、2016年12月に免許期間満了の2G 900/1800MHzについて事業者需要等を集めたのち、公開協議等を経てオークションによる再割当てを実施

### 独国における2G 900/1800MHzのオークションによる再割当ての手順（Mobile Broadband - Project 2016）\*1

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2011年12月	需要把握の開始 (BNetzA、関心事業者*2)	BNetzAは、 <b>2016年12月に免許期間満了予定の2G 900/1800MHz</b> について、周波数の需要を把握する手続を開始。同周波数の利用に関心を有する事業者は、需要見込み（希望する周波数数量、事業計画、技術・運用能力など）を届け出る
2012年5月	需要把握の具体化	BNetzAは、需要把握の結果を踏まえた政策方向性を提示
2013年6月	公開協議のための草案 (BNetzA)	BNetzAは、 <b>オークション実施を前提とする制度設計案</b> を含む、公開協議のための草案、及び中長期の周波数戦略に関する文書を公表
2014年7月	需要更新 (BNetzA、関心事業者)	TelefónicaとE-Plusの統合について、統合後に周波数が効率的に使われるか？等を審査、統合審査（BK1-13/002）を受けて、BNetzAが需要計画のアップデートを要請。対象事業者は、統合後の市場構造を踏まえて必要スペクトルを再提出
2014年10月	決定草案の公表 (BNetzA)	BNetzAが700/900/1800/1500MHzの付与方針・オークションルール案を公表。関心事業者は、意見提出等を進める
2014年12月	政治的前提の確立 (連邦政府、州政府)	700MHz帯は従来地上波テレビに利用されていたため、州の放送政策等と調整が必要であり、2014年12月に開催された州首相会議において連邦政府と州が合意。州側は放送移行に協力し、連邦側はオークション実施の政策的基盤を準備
2015年1月	公聴会と最終決定 (BNetzA、通信事業者など)	2015年1月に公聴会を実施し、同月28日にBNetzAが最終決定（BK1-11/003）を公表。以降、BNetzAはオークションの法的枠組みの整備、事業者側は参加戦略・資金計画・入札方針を検討
2015年4月	オークション参加資格確定 (BNetzA)	BNetzAはオークション参加資格の審査を完了、参加企業を認定。事業者側は、保証・資金手当・入札オペレーション体制などを整備
2015年6月	落札結果確定 (BNetzA)	落札結果は、Telefónicaが700/900/1800MHz、Telekomが700/900/1800/1500MHz、Vodafoneが700/900/1800/1500MHzを取得。BNetzAは結果公表、事業者は落札後の支払・ネットワーク計画へ移行
2016年末	旧GSM帯の法的継続性確保	900/1800 MHzの既存利用権は2016年末満了であるため、落札事業者は既存ネットワークを途切れさせない移行計画を実行。BNetzAは「法的・計画的確実性を満了前に与える」ことを目的にこのオークションを実施*3

\*1) BNetzAによる2016年末に満了する旧GSM系の後継をどうするか検討するプロジェクトを総称して「Mobile Broadband - Project 2016」という

\*2) 対象周波数の利用に興味を持つ事業者全般への意見募集形態。但し確認できる範囲では、既存通信事業者による意見のみであった

\*3) 主に音声通信・ブロードバンドインターネットアクセスの利用を想定

# 韓国における周波数割当は、特定の周波数を利用できる権利として位置づけられ、免許期間は最長10～20年で設定される

## 韓国における免許期間満了時の対応に関する制度 (1/2)

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国の免許は、①電気通信事業法上の基幹通信事業登録と②電波法上の周波数割当がある ※以下、主には電波法上の周波数割当を対象とする</li> <li>周波数割当は、<b>特定の周波数を利用できる権利</b>を与える位置づけ</li> <li>携帯電話等の公衆向け通信は、MSITが、「誰が申請できるか、どの周波数をどの用途・技術方式で割り当てるか」を<b>あらかじめ公告</b>し、申請・審査・割当が行われる</li> <li>割当方式は、以下2つに大別                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対価による割当：原則として価格競争（オークション）で行う方式</li> <li>✓ 審査による割当：価格競争を行わない場合に、周波数利用効率、申請者の財務能力・技術能力等を審査して割り当てる方式</li> </ul> </li> </ul>	RADIO WAVES ACT 電波法
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の最大期間が設定されており、利用期間が経過すると、周波数を利用できる権利は終了する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対価による割当：最長<b>20年</b></li> <li>✓ 審査による割当：最長<b>10年</b></li> </ul> </li> </ul>	電波法11条、12条
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数割当を受けた免許人は、以下の義務を負う                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 割当対価の納付</li> <li>✓ 公告された用途・技術方式の遵守</li> <li>✓ MSITが付した条件の遵守</li> </ul> </li> </ul>	電波法11条 電波法施行令第11条

# 免許期間満了時には再割当又は更新\*1が行われる。既存免許人は満了6か月前までに更新申請を行う。また一定条件が満たされた場合、MSITによる周波数の回収や再編が可能

## 韓国における免許期間満了時の対応に関する制度 (2/2)

再割当対価あり。2026年満了分の再割当では、再割当対価の総額は、約3.1兆ウォン。基地局追加整備で更なる引き下げ可能性

基本的な内容	主要な根拠法令など
<p>②-1 満了時の選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存免許人の継続利用を前提とする運用が近年の事例ではみられる</li> <li>但し、周波数配分が変更された場合、または利用実績が低い場合、もしくは帯域再編で効率向上が必要な場合は、<b>MSITは周波数の回収又は再配置が可能</b></li> <li>その際、公開説明会等を通して意見を求めることができる</li> </ul>	-
<p>②-2 既存免許人への更新の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存免許人が更新を受けようとする場合、<b>免許期間満了日の6か月前までに更新申請</b>を行う。申請は、周波数利用計画を含む、公告で定める書類を提出する必要がある</li> <li>MSITは更新を行う際、<b>利害関係者に免許期間や条件などの意見提出（公開説明会等）を求めることができる</b></li> </ul>	電波法施行令第18条第1項
<p>②-3 回収・再編の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MSITは、以下に該当する場合に<b>周波数の回収または再編が可能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 周波数配分が変更された場合</li> <li>✓ 利用実績が低い場合又は帯域再編で効率向上が必要な場合</li> </ul> </li> <li>MSITが周波数再編を行う場合、<b>官報・ウェブサイト・新聞等で公告しなければならず</b>、その公告には目的、対象、実施時期、損失補償基準、請求・支払方法等を含める必要がある</li> <li>新たに周波数を分配・回収・再配置しようとするときは、<b>周波数審議委員会の審議を経る</b>必要がある</li> </ul>	電波法第6条の2

### ② 免許期間満了時の選択肢

#### ②-3 回収・再編の手続き

\*1) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

## 韓国は、周波数計画による大方針のもと、個別周波数の政策方向性をMSITから提示のうえ、公開説明会等を経て各選択肢が実行される

### 2021年満了を迎える計310MHz幅の更新

2021年頃に免許期間満了予定であった2G・3G用の周波数計310MHz幅の更新を行った事例。2Gは、LG U+がサービス終了を申請し更新せず、3Gのみ既存免許人へ更新を行った

#### 具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2020年6月	政策方向性の提示 (MSIT)	2021年に利用期間が満了する移動通信周波数310MHzについて、利用者保護のため、既存免許人へ更新する方針を公表
2020年11月	公開説明会の開催 (MSIT、KISDIなど)	2.6GHzは5年固定、その他は5～7年で選択可能とし、更新対価も確定
2021年1月	2G終了方針の表明 (LG U+)	2021年6月末までに2Gサービスを終了する方針を公表し、政府に2G事業廃止申請書を提出
2021年6月	2G終了 (LG U+)	2Gサービスを正式終了し、2G用周波数の利用を停止
2021年12月	更新完了の発表 (MSIT)	2021年満了分の移動通信周波数290MHzの更新完了を公表する。上半期満了分は95MHz更新、下半期満了分は195MHz全量更新

### 2026年満了を迎える計370MHz幅の更新・再編方針

中期2026年満了予定の3G/4G用の周波数について、サービス継続性の確保等を理由として、計370MHz分全てを既存免許人へ更新する方針として決定。2026年に順次更新申請及び履行が予定されている

#### 具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2024年9月	中期計画の策定 (MSIT)	「周波数計画2024-2027」を公表、2026年頃満了予定の計370MHz幅の方向性を6月に提示予定とした
2025年6月	政策方向性の提示 (MSIT)	3Gの連続性、LTE品質維持、NSA型5GでのLTE依存、利用者保護などを理由として、全てを既存免許人へ更新する方針を決定
2025年12月	公開説明会の開催 (MSIT、KISDIなど)	公開説明会を開催し、学界・研究界・事業者・消費者団体から意見を集めた
2025年12月	詳細政策の確定 (MSIT)	主要内容は、①3G/4Gの計370MHz幅を既存免許人へ更新、②1.8/2.6GHzは、将来の6G等を見据え3年、それ以外は5年が利用期間、③5G屋内無線局を2万局以上新設した場合、更新対価を引き下げ
2025年12月	通信事業者3者の更新申請	2026年12月満了分の更新申請を提出

# 豪州は、通信キャリア免許と周波数免許があり、排他的権利は周波数免許が担う。周波数免許の免許期間は、最長20年

## 豪州における免許満了時の対応に関する制度 (1/2)

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信キャリア免許 (carrier licence) と周波数免許 (spectrum licence) があり、特定の地理的範囲と周波数帯で多数の無線設備を運用できる権利である周波数免許が排他的権利となる位置づけ ※以下、主として周波数免許を対象としている</li> </ul>	Telecommunications Act 1997 Part 3 Radiocommunications Act 1992 Part 3.2
	①-2 免許期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許期間は、<b>最長20年</b></li> <li>直近では、携帯電話等に用いられている多くの長期周波数免許については、2028年～2032年にかけて満了することから、<b>Expiring Spectrum Licences (ESL)</b> として更新プロセスを大規模推進中 (別途、後述)</li> </ul>	Radiocommunications Act 1992 SECT 65
	①-3 免許の義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数帯・地理的範囲、送信機登録、技術仕様などが記載される</li> <li>周波数免許には、ACMAの手数料、周波数アクセス料、周波数免許税などの支払い義務を含める</li> </ul>	Radiocommunications Act 1992 SECT 67

# 豪州の更新は、個別免許に定められた更新規定に基づき行われる。またACMAは、免許期間満了予定の免許について、新たな免許取得を希望するものから意向表明を募集可能

## 豪州における免許満了時の対応に関する制度 (2/2)

更新料 (spectrum access charge) を要する。2026年3月時点のESLsでは、総計73億豪ドルの見込み

		基本的な内容	主要な根拠法令など
②-1 満了時の 選択肢	更新	基本的な免許は、更新規定 (Renewal statement) が定められており、これに従う。 <b>更新時に条件 (義務) が変更される場合もある</b>	-
	競争的再割当	ACMAは、満了予定の免許について、新たな免許取得を希望するものから意向表明を募集する	
	周波数再編	周波数再編条項により、少なくとも12か月再編期間を設けながら方針を決定する	
② 免許期間満了時の 選択肢	②-2 更新時の 基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数免許は、<b>更新に関する以下の分類があり、免許に規定</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>更新不可</li> <li>ACMA裁量で更新可</li> <li>一定事情がある限りACMA裁量で更新可</li> </ol> </li> <li>免許に定められた更新申請期間内に更新申請を行う必要がある。またACMAは、免許人に対して必要に応じて追加情報を要求可能</li> </ul>	Radiocommunications Act 1992 SECT 65A Radiocommunications Act 1992 SECT 77B
	②-3 再割当等の 基本手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>ACMAは、免許期間満了予定の免許について公表し、<b>新たに免許取得を希望する者から周波数利用の関心等に関する意向表明を募集</b>することができる</li> <li>その後、通常の割当枠組みに接続され、割当手段の選択肢から周波数が配分される</li> <li>手続が進み、新たな周波数免許が付与される</li> </ul>	Radiocommunications Act 1992 SECT 78, 80, 81

# 豪州ACMAは、2028～2032年に期間満了を迎える複数の周波数免許に対して、満了後の選択を円滑に行えるためのガイドライン「ESLプロセス」を実施中

ESL  
プロセス\*1

- ▶ 豪州では、全国携帯電話用を含む無線免許の多くが2028年6月から2032年10月に期間満了を迎えることを受け、既存免許人の更新申請を促進するため、満了後の選択肢（更新、更新+条件変更、再編、オークションなど）をどのように評価するかをサポートしていく枠組みを整備
- ▶ ACMAが毎年発行している「周波数5か年展望（FYSO; Five-Year Spectrum Outlook）」におけるFYSO2023-2028でも、ESLプロセスが極めて重要な優先課題として位置づけられている

## ESLプロセスの実施流れ

	プロセス名	時期	実施内容
第1段階	プロセスに関する協議	2023年Q2～Q4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ESLをどのように進めるかの基本プロセス・判断枠組みについて、ACMAが基本形を提示のうえ、意見募集を実施</li> <li>• 以後の第2～4段階の進め方の土台を確定</li> </ul>
第2段階	情報収集、代替ライセンスの検討	2024年Q1～Q4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存免許人に対して、過去・現在・将来の利用状況やニーズの情報提供を募集</li> <li>• 代替ユースケースや条件案の可能性を洗い出し、第3段階の「暫定見解」に繋げる</li> </ul>
第3段階	暫定的な見解の提示 (更新オプション、ライセンス契約、ライセンス条件、スペクトラム価格など)	2025年Q2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2段階で得られた情報を踏まえ、ACMAが周波数帯ごとの暫定見解を提示、意見募集を実施</li> </ul>
第4段階	帯域ごとの対応方針の決定	2025年Q4～2026年Q2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 更新申請の受付プロセス、及びACMAの意思決定手順（申請後の審査ステップ等）を提示、意見募集を実施</li> <li>• 2026年1月時点で既に手順は提示済みであり、意見を募集中</li> </ul>

### 現時点での見通し

- ✓ 【ACMAの見解】携帯電話・NBN向け周波数については更新を支持
- ✓ 【ACMAの方向性】携帯電話・NBN向け周波数の免許期間は、2044年まで
- ✓ 【ACMAの方向性】ACMAが2025年12月時点の価格見解として総額73億豪ドルを提示

\*1) ACMA, ESLフレームワーク, <https://www.acma.gov.au/expiring-spectrum-licences>